

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 45
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

「小学校休業等対応助成金」のご案内

厚生労働省では、新型コロナに係る小学校等の臨時休業等により、そこに通う子どもの世話をを行うために仕事を休まざるをえなくなった保護者を支援するため、賃金全額支給の上で労働者を休ませた事業主への助成金を設けています。概要は以下の通りです。

【制度概要】

- 本来の年次有給休暇を消化させるのではなく、賃金全額支給の上で労働者を休ませた（欠勤扱いにしなかった）場合に、その賃金×日数分が事業主へ助成されます。
- 新型コロナの影響で子どもの通う小学校等が臨時休業等のため、または新型コロナに感染もしくは風邪症状など感染したおそれのある子どもの世話を保護者として行うための休暇が対象です。（祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象です）

※詳しい要件は厚労省ホームページをご覧ください。

【支給額】

- 対象労働者1人につき、以下の式により算出した額とし、対象労働者に係る当該金額の合計額

$$\text{対象労働者の日額換算賃金額(※1)} \times \text{賃金全額支給の上で休ませた日数}$$

- ※1 令和3年8月～12月に取得した休暇：日額上限13,500円
令和4年1～2月に取得した休暇：日額上限11,000円
令和4年3月に取得した休暇：日額上限9,000円
(※緊急事態宣言またはまん延防止の対象地域になった場合は3月まで上限15,000円)

【申請期間】

- 令和3年11月1日～同年12月31日までの休暇取得分：令和4年2月28日まで(必着)
- 令和4年1月1日～同年3月31日までの休暇取得分：令和4年5月31日まで(必着)

※消印が申請期間内であっても、書類到着日が申請期間を過ぎていた場合は認められませんのでご注意ください。

【申請書の提出先】

- 申請事業主の本社等（人事労務管理機能を有する事業所）の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に郵送してください。
- 申請書は厚労省ホームページにあります。

鳥取労働局雇用環境・均等室 〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 2階

※郵便事故防止や受け取り確認等の観点から、簡易書留や特定記録等、配達記録の残る方法でお送りください。

【問い合わせ先】

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

☎ 0120-60-3999（9:00～21:00 土日祝含む）

新型コロナ 休暇支援 検索

